

木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金

申請の手引き

令和7年11月

木津川市

問い合わせ先

木津川市建設部農政課

電話番号：0774-75-1220

受付時間：8：30～17：15

（土、日、祝日を除く月曜日から金曜日）

申請書等のダウンロード <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>



1 事業の概要について

(1) 木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金とは

原油価格及び物価高騰の影響を受けた農業経営を行っている生産者に対し、農業経営の安定と農業の持続的発展を図ることを目的に、必要な資機材、肥料、燃料などの費用として幅広く使っていただける給付金です。

(2) 紹介対象者

次の①から④の全てに該当する農業経営を行っている生産者

- ① 令和7年11月1日現在、木津川市内に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人
- ② 令和6年分の確定申告又は市民税・府民税申告（以下、「確定申告等」という。）において農業に係る販売金額が、30万円以上の者又は確定申告等の必要が無い方で30万円以上の販売金額を証明できる方
- ③ 今後も農業経営を継続する意思がある方
- ④ 市税に未納や滞納のない方

※ 令和6年1月1日以降に新たに農業経営を開始した生産者に係る特例等は、13ページをご確認ください。

(3) 紹介額

下表の区分に従って最大20万円を紹介

農産物販売金額	紹介額
30万円以上100万円未満	2万円
100万円以上300万円未満	5万円
300万円以上500万円未満	10万円
500万円以上1000万円未満	15万円
1000万円以上	20万円

※ 農産物の販売金額は、令和6年分の確定申告等で確認します。

※ 確定申告等を行う必要のない方で30万円以上の販売金額の証明ができる方は、一律2万円の紹介です。

(4) 申請期間

令和7年11月4日（火）から令和8年1月30日（金）まで

2 申請の手続について

(1) 申請の要件を確認する

対象者は、1ページをご確認ください。

農業販売金額の確認方法は、次のとおりです。

令和6年1月1日以降に新たに農業経営を開始した生産者に係る特例等については、
13ページをご確認ください。

個人（個人事業主）の場合

●確定申告等で販売金額が確認できる場合

税務署長 令和〇六年分の所得税及び復興特別所得税の申告書										F A 2 2 0 4	
納税地	〒	個人番号	生年月日	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号
現在の住所又は居所				フリガナ							
事業所等				氏名							
令和7年分の申告書				職業	屋号・番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号
振替収納希望	種類	青色	会員登録番号	提出	損失	特農の表示	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯番号	自宅・勤務先・携帯番号	自宅・勤務先・携帯番号
事	営業等	区分	(7)						000		
税	未	未	分	(1)							
小計	未	未	分	(2)							
配	當	(5)									
入	給	与	区分	(3)					000		
課税される所得金額 (⑩-⑩)又は第三表 上の欄に対する税額 又は第三表の⑩ 配 当 控 除 (32) 定額 (33)											

※令和6年分の確定申告書
第一表又は令和7年度市民税・府民税申告書の「農業
収入の欄」で確認します。

令和7年度 市民税・府民税申告書																
現住所	京都府木津川市			資料番号												
令和7年 の住戸	同上			電話番号												
フリガナ				生年月日	個人番号											
氏名				明・大・昭 平・令 年 月 日												
3 所得から差し引かれる金額に関する事項	表															
社会保険料、 小額保険料共済 等掛金控除	社会保険料等の種類	支払った掛保料	各記事項	会員登録番号												
⑬～⑭	道県被保険のとなり、国民年金・国民健康保険・介護保険、 後期高齢者医療保険料	円														
道県被保険のとなり、国民年金・国民健康保険・介護保険、 後期高齢者医療保険料・その他の被保険料	円		宛名番号	生年月日												
合計	円															
⑮	新生活保険料の計	706	旧生活保険料の計	702	事	営業等	ア	601	円							
生命保険料	新生活保険料の計	705	旧生活保険料の計	37	業	農業	イ	602	円							
控除	新生活保険料の計	705	旧生活保険料の計	37	不動産	ウ	603	円								
				知	エ	ヤ	604	円								

●確定申告等の必要がないため、領収書等で販売金額を確認する場合

領 収 書	
令和6年5月10日	
木津川農政農園 様	
¥ 3 00, 000 円	
但 〇月〇日納品キャベツ代として	
上記正に領収いたしました。	
住所 木津川市木津南垣外110-9	
氏名 木津川商店	⑧
電話 0774-75-1220	

※領収書、納品伝票等の領収金額で確認します。
領収書等は、以下の内容が記載されている
ものに限ります。

- ・領収日（納品伝票の場合は納品日など）
- ・宛名
- ・金額及び内容
- ・発行者の住所、氏名、連絡先及び領収印
(納品伝票の場合は受領者のサインなど)

法人の場合

- ・確定申告書別表1及び法人事業概況説明書で確認します。

F B 0 6 1 3

- ① 法人事業概況説明書の1事業内容の欄が農業に関する事業内容になっているか確認してください。
- ② 10主要科目の売上（収入）高の金額が「300,000」以上であれば対象です。
- ③ ②の場合で、上記のうち兼業売上（収入）高に金額の記載がある場合は、裏面12事業形態（1）兼業の状況欄の兼業割合等を確認し割合に応じて案分するなどし、調整します。

③ 不給付要件について

次のいずれかに該当する場合は、本給付金の給付対象外となります。

- ・既に給付を受けた者
- ・木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団関係者」という。）と認められる者
- ・暴力団関係者が経営に事実上参画している者
- ・上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

④ 誓約・同意事項について

木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金の支給を申請するにあたり下記の全てに對して誓約及び同意していただきます（申請書面で必ず確認ください。）。

- ・給付対象者の要件を全て満たしていること
- ・申請書類及び添付されている証拠書類等の内容に虚偽がないこと
- ・不給付要件に該当していないこと
- ・市から申請書類等の追加の求めがあった場合は、応じること
- ・市が必要に応じて税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関に求めること並びに立入検査を行うことに対する同意すること
- ・不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金を返還すること
- ・木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金要綱を遵守すること

(2) 申請期限・方法について確認する

① 申請期間について

申請期間は、令和7年11月4日(火)から令和8年1月30日(金)まで。

申請期間を過ぎると受付ができなくなりますので、必ず申請期間内に申請してください。

② 申請方法について

農政課窓口又は郵送で申請してください。

【ご注意ください】

- ・郵送申請による場合は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で行ってください。
- ・当該給付金の申請にあたっての郵送料等は、申請者負担です。
- ・WEBからの申請は、本給付事業では対応しておりませんのでご注意ください。

③ 申請書類の提出先について

【窓口申請の場合】

木津川市役所3階 農政課窓口（4番窓口）

【郵送申請の場合】

(あて先)

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9
木津川市建設部農政課 宛て

【ご注意ください】

- ・令和8年1月30日（金）消印有効です。
- ・封筒には、必ず差出人の住所・氏名をご記入ください。

(3) 申請書及び添付書類を準備する

申請には、次の書類を準備していただく必要があります。

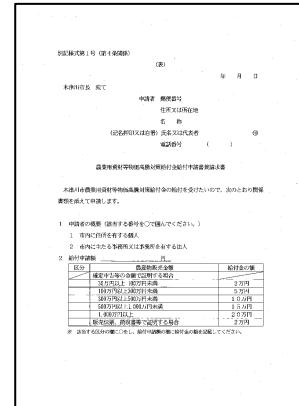
① 個人（個人事業主）での申請の場合について

ア

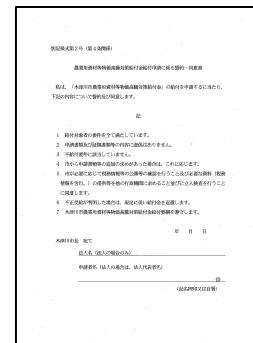
農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）

（表）

（裏）



イ 誓約・同意書（別記様式第2号）



ウ 通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるようにしてください。

また、電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。

【ご注意ください】

画像が、不鮮明な場合や、銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

（通帳の表面）



（通帳を開いた1・2ページ目）



（電子通帳の場合は、画像の写し）



工 本人確認書類

本人確認書類は、次のいずれかの写しを住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

① 運転免許証（両面）

（返納している場合は、運転経歴証明書でも可。）

② 個人番号カード（表面のみ）

③ 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）

④ 在留カード、特別永住者証明書

※いずれの場合も申請時点で有効なものに限ります。

なお、①から④を保有していない場合は、次のものでも代替できるものとします。

⑤ 住民票の写し及びパスポートの両方

（パスポートは顔写真が掲載されているページ）

⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

①運転免許証（両面）



②個人番号カード（表面）



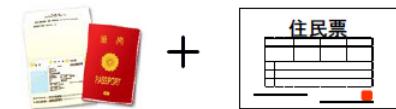
③住民基本台帳カード（表面）



④在留カード等（両面）



※①から④の確認書類がない場合は、次のいずれか



又は

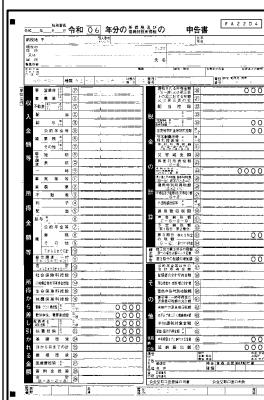


才 農業に係る販売金額が確認できる書類

① 確定申告等で販売金額を確認する場合は次のいずれかの書類

- ・令和6年分の確定申告書第一表の写し
- ・令和7年度市民税・府民税申告書の写し

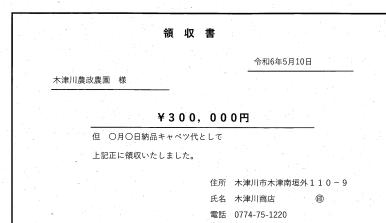
確定申告書第一表の写し又は市民税府民税申告書の写し



② 確定申告等を行っていない場合は、領収書等の書類

- ・領収書の写し
- ・納品伝票の写し
- ・販売伝票の写し など

領収書等の写し



領収書等については、以下の内容が記載されているものに限ります。

- ・領収日（納品伝票の場合は納品日など）
- ・宛名
- ・金額及び内容
- ・発行者の住所、氏名、連絡先及び領収印（納品伝票の場合は受領者のサインなど）

② 法人での申請の場合について

ア

農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）

(表)

(裏)

イ 誓約・同意書（別記様式第2号）

ウ 通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるようにしてください。

また、電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。

【ご注意ください】

画像が、不鮮明な場合や、銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

(通帳の表面) (通帳を開いた1・2ページ目)

(電子通帳の場合は、画像の写し)

工 本人（事業所）確認書類

申請日時点で有効な履歴事項全部証明書を提出してください。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市木津新田外110番9
木津川農業開拓株式会社

会社法人番号	□□□□-□□-□□□□□□	
商号	木津川農業開拓株式会社	会社登記簿に記載
	木津川農業開拓株式会社	会社登記簿に記載
本店	京都府木津川市木津新田外110番9	
会社登記の年月日	平成□□年□□月□□日	
目的	1. 農業物の生産及び販売 2. 農業物の加工品の生産及び販売 3. 農業物の販売の運営 4. 農業物の販賣の運営 5. 農業の研究開発 6. 前各号に付属関連する一切の業務	
会社登記証明書	□□□	
銀行口座開設の年数	銀行口座開設の年数	
並びに種類及び数	□□株	
資本金の額	金□□□万円	
株式の清算期間に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取扱会の承認を受けなければならない	
役員に就する事項	取締役 木津川 二郎 年成□□年□□月□□日監任 取締役 木津川 花子 年成□□年□□月□□日監任 代表取締役 木津川 太郎 年成□□年□□月□□日監任	
取締役会設置会社に 因する事項	取締役会設置会社	
会計変更に関する事項	設立 平成□□年□□月□□日	

これは会計簿に記されている限り効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(□□法務局監査)

令和□□年□□月□□日
□□法務局□□□□□□
登記番 □□ □□ □□

オ 農業に係る販売金額が確認できる書類

令和6年分の申請者が選択する次の書類

- 確定申告書第一表の写し
- 法人事業概況説明書の写し（両面）

確定申告書第一表の写し

（F 0 4 1 3）

年月日	令和6年1月1日
会社登記簿に記載する会社の名称	木津川農業開拓株式会社
会社登記簿に記載する会社の本店の所在地	京都府木津川市木津新田外110番9
会社登記簿に記載する会社の目的	1. 農業物の生産及び販売 2. 農業物の加工品の生産及び販売 3. 農業物の販売の運営 4. 農業物の販賣の運営 5. 農業の研究開発 6. 前各号に付属関連する一切の業務
会社登記証明書	□□□
銀行口座開設の年数	銀行口座開設の年数
並びに種類及び数	□□株
資本金の額	金□□□万円
株式の清算期間に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取扱会の承認を受けなければならない
役員に就する事項	取締役 木津川 二郎 年成□□年□□月□□日監任 取締役 木津川 花子 年成□□年□□月□□日監任 代表取締役 木津川 太郎 年成□□年□□月□□日監任
取締役会設置会社に 因する事項	取締役会設置会社
会計変更に関する事項	設立 平成□□年□□月□□日

法人事業概況説明書の写し

(表)

法人事業概況説明書

（F 1 0 0 7）

年月日	令和6年1月1日
会社登記簿に記載する会社の名称	木津川農業開拓株式会社
会社登記簿に記載する会社の本店の所在地	京都府木津川市木津新田外110番9
会社登記簿に記載する会社の目的	1. 農業物の生産及び販売 2. 農業物の加工品の生産及び販売 3. 農業物の販売の運営 4. 農業物の販賣の運営 5. 農業の研究開発 6. 前各号に付属関連する一切の業務
会社登記証明書	□□□
銀行口座開設の年数	銀行口座開設の年数
並びに種類及び数	□□株
資本金の額	金□□□万円
株式の清算期間に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取扱会の承認を受けなければならない
役員に就する事項	取締役 木津川 二郎 年成□□年□□月□□日監任 取締役 木津川 花子 年成□□年□□月□□日監任 代表取締役 木津川 太郎 年成□□年□□月□□日監任
取締役会設置会社に 因する事項	取締役会設置会社
会計変更に関する事項	設立 平成□□年□□月□□日

（裏）

(4) 申請書を作成する

① 申請書の記載例について（個人・法人共通）

■申請書（表面）

別記様式第1号（第4条関係）
(表)

木津川市長 宛て

申請者 郵便番号
住所又は所在地
名 称
(記名押印又は自署) 氏名又は代表者
電話番号 ()

農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書

木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金の給付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要（該当する番号を○で囲んでください。）

1 市内に住所を有する個人
2 市内に主たる事務所又は事業所を有する法人

2 給付申請額 円

区分	農産物販売金額	給付金の額
確定申告等の金額で証明する場合		
30万円以上 100万円未満	2万円	
100万円以上300万円未満	5万円	
300万円以上500万円未満	10万円	
500万円以上1,000万円未満	15万円	
1,000万円以上	20万円	
販売伝票、領収書等で証明する場合	2万円	

※ 該当する区分の欄に○をし、給付申請額の欄に給付金の額を記載してください。

①申請年月日を記載してください。

②住所等の申請者情報を記載してください。
申請者ご本人（法人の場合は、代表者本人）が自署される場合は、押印不要です。

③日中連絡が取れる連絡先を記載してください。

④確定申告書第一表又は市民税・府民税の農業収入の欄を確認し、該当する区分に○をし、給付申請額に金額を記載してください。

■申請書（裏面）

(裏)	⑤添付書類を確認し、✓を付けてください。																
<p>3 確認資料等 ※提出する書類及び該当する内容の□に✓してください。</p> <p>(1) 農産物販売金額が確認できる次のいずれかの書類</p> <p>①確定申告書又は市民税・府民税申告書の写し <input type="checkbox"/></p> <p>②販売伝票、領収書等の写し <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 本人確認書類</p> <p>(運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>)</p> <p>(3) 通帳の写し <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請に係る誓約・同意書 <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 新たに就農した者 <input checked="" type="checkbox"/>【要綱第9条第1号該当 <input type="checkbox"/>】<input checked="" type="checkbox"/>【要綱第9条第2号該当 <input type="checkbox"/>】</p> <p>就農時期確認書類（農地の利用権設定書類、農業機械の購入明細書など <input type="checkbox"/>）</p> <p>※ 要綱第9条第1号に該当する場合の農産物販売金額</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/>ア <input type="text"/> 円 ÷ <input type="text"/>イ <input type="text"/> 月 × 12月 = <input type="text"/> 農産物販売金額 <input type="text"/> 円</p> <p>ア・・・就農した日から令和6年12月31日までの農産物販売金額 イ・・・就農した日の属する月から令和6年12月までの合計月数</p> <p>※ 要綱第9条第2号に該当する場合の農産物販売金額</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/>ウ <input type="text"/> 円 ÷ <input type="text"/>エ <input type="text"/> 月 × 12月 = <input type="text"/> 農産物販売金額 <input type="text"/> 円</p> <p>ウ・・・就農した日から施行日の前日までの農産物販売金額 エ・・・就農した日の属する月から施行日の前日までの合計月数</p> <p>4 給付金振込口座</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">金融機関名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">〇〇銀行</td> <td style="width: 20%;">本・支店名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">木津支店</td> </tr> <tr> <td>口座種別</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 その他 ()</td> <td>口座番号</td> <td style="text-align: center;">9▲▲●999</td> </tr> <tr> <td>口座名義フリガナ</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">キツガワ タロウ</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">木津川 太郎</td> </tr> </table> <p>※口座番号・口座名義の分かる通帳等の写しを添付してください。</p> <p>⑥算定方法等の特例（13ページ）に該当する場合は、該当箇所に✓及び必要箇所に金額等を記載してください。</p> <p>⑦通帳等を確認し、間違が無いように記載してください。</p>		金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	木津支店	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 その他 ()	口座番号	9▲▲●999	口座名義フリガナ	キツガワ タロウ			口座名義	木津川 太郎		
金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	木津支店														
口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 その他 ()	口座番号	9▲▲●999														
口座名義フリガナ	キツガワ タロウ																
口座名義	木津川 太郎																

■宣誓・同意書

別記様式第2号（第4条関係）

農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請に係る誓約・同意書

私は、「木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金」の給付を申請するに当たり、
下記の内容について誓約及び同意します。

記

- 1 給付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
- 3 不給付要件に該当していません。
- 4 市から申請書類等の追加の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 市が必要に応じて税務情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料（税務情報等を含む。）の提供等を他の行政機関に求めること並びに立入検査を行うことに同意します。
- 6 不正受給が判明した場合は、規定に従い給付金を返還します。
- 7 木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金給付要綱を

①申請日と同日で記載してください。

年 月 日

木津川市長 宛て

法人名（法人の場合のみ）

申請者名（法人の場合は、法人代表者名）

印

（記名押印又は自署）

②自署の場合は、押印不要です。

(5) 農産物販売金額の算定方法等の特例

① 新規就農特例

①-1	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間で新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例
①-2	令和7年1月1日から施行日の前日（10月31日）までの間で新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例

② 法人成り特例

②-1	農産物販売金額の確認をする年の間に個人（個人事業主）から法人成りした者に対する特例
-----	---

【ご注意ください】

上記に該当する場合で、就農した日又は法人成りした日以降における最初の確定申告等の申告期日が、未到達等の事由により申告書の提出が困難な者については、領収書、販売伝票等の提出により確定申告等がなされたものとして、給付金の額を決定します。

①-1 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間で新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間で新たに就農した場合、1年を通じての販売金額とならない場合があることから、確定申告書等で確認する農業に係る販売金額を次の計算式のとおりとします。

計算方法：

農業に係る販売金額 ÷ A × 12か月 = 農産物販売金額

A・・・就農した日の属する月から令和6年12月までの月数

※ 就農した日とは、農地の権原を取得した日、農産物の販売を開始した日又は主たる農業機械を取得した日（リースを含む）のいずれかの最も早い日（法人の場合にあっては、法人設立年月日）。

- ・農地の権原を取得した日・・・農地台帳、利用集積計画明細書などで確認
- ・農産物の販売を開始した日・・・領収書、取引口座の通帳などで確認
- ・主たる農業機械を取得した日・・・契約書、領収書等で確認

①-2 令和7年1月1日から施行日の前日（10月31日）までの間に新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例

令和7年1月1日から施行日の前日（10月31日）までの間に新たに就農した場合、1年を通じての販売金額とならないこと並びに確定申告の申告期限が到達していないことから確定申告書等の証拠書類で農産物販売金額を確認できないことから、農業に係る販売金額等を次の計算方法等で確認します。

計算方法：

$$\text{農業に係る販売金額} \div A \times 12 \text{か月} = \text{農産物販売金額}$$

A・・・就農した日の属する月から令和7年10月までの月数

※ 就農した日とは、農地の権原を取得した日、農産物の販売を開始した日又は主たる農業機械を取得した日（リースを含む）のいずれかの最も早い日（法人の場合にあっては、法人設立年月日）。

- ・農地の権原を取得した日・・・農地台帳、利用集積計画明細書などで確認
- ・農産物の販売を開始した日・・・領収書、取引口座の通帳などで確認
- ・主たる農業機械を取得した日・・・契約書、領収書等で確認

農産物販売金額の確認書類：

上記の期間における領収書、取引口座の通帳等で確認します。

②-1 農産物販売金額の確認をする年の間に個人（個人事業主）から法人成りした者に対する特例

農産物販売金額を確認する対象年の途中で個人（個人事業主）から法人成りした場合については、農業に係る販売金額等を次の計算方法等で確認します。

また、①-1又は①-2に該当する場合は、それぞれの方法で更に調整します。

計算方法：

当該期間における

$$\text{個人の農産物販売金額} + \text{法人の農産物販売金額} = \text{農産物販売金額}$$

農産物販売金額の確認書類：

個人、法人それぞれの確定申告書等で確認します。

3 よくあるご質問

Q1 家庭菜園で栽培した野菜を知り合いに販売したことがありますか、本給付金の対象になりますか。

A1 いいえ。本給付金の対象者は、農業経営を行っている生産者となっていることから、レクリエーションや趣味といった目的で行われている家庭菜園等での販売金額は対象としておりません。

Q2 親子で農業経営をしていますが、それぞれ別人格として確定申告をしています。その場合は、親子それぞれで給付金を申請できるのでしょうか。

A2 はい。それぞれで確定申告をしているのであれば、それぞれで給付金を申請することは、可能です。

Q3 経営農地は木津川市ですが、住んでいる所は別の市町村です。申請は可能でしょうか。

A3 いいえ。本給付金の対象者は、令和7年11月1日時点で木津川市内に住所を有する個人又は法人となり、運転免許証等により確認することとなっております。ご質問の場合では、住所地が他の市町村のため、本給付金の対象には該当しません。

Q4 振込先口座がネット口座であり、通帳やキャッシュカードがない場合は、何を提出すればいいですか。

A4 電子通帳や当座口座など、紙媒体の通帳やキャッシュカードがない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

Q5 10月に木津川市に転入してきましたが、運転免許証に記載されている住所が前住所となっています。運転免許証以外にも何か証明できる書類は必要ですか。

A5 運転免許証の住所変更手続きを行っていただか、住民票など住所がわかる書類を別途ご提出ください。

Q6 確定申告等をする必要がないため、領収書の写しを提出します。領収証等は、30万円以上のもの1枚でなければなりませんか。

A6 いいえ。合算可能ですので、令和6年に30万円以上の販売を行っていることが確認できるよう、複数枚ご提出いただいてもかまいません。

Q10 WEB申請は、可能でしょうか。

A10 いいえ。本給付金の申請は、窓口申請又は郵送申請のみとなっています。郵送申請の場合は、令和8年1月30日の消印があるものまでが有効となりますが、お早めに申請をお願いします。

Q11 申請した後、給付金はいつ頃に振り込まれるのでしょうか。

A11 申請手続後、概ね1ヶ月を目途に送金できるよう事務処理を行います。

Q12 給付金は、課税対象となるのでしょうか。

A12 税務上の課税対象となります。ただし、経営状況により損金や必要経費が多くなり、結果として課税所得が生じない場合もありますので、詳しくは、税務署、税理士等へご相談ください。

4 申請後の流れ

- (1) 申請いただいた内容、証拠書類等を確認いたします。
不明な点が発生した場合は、記載の連絡先へ連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いします。
- (2) 審査完了後、給付（不給付）決定通知を発送いたします。
給付決定後、1か月程度で指定された口座に振り込みをいたします。
給付通知の到着前に振込が行われる場合もございますので、予めご了承ください。
- (3) **不正受給発覚時の対応**
提出された書類等に不審な点が見られた場合、調査を行う事があります。
調査の結果によって、不正受給と判明した場合、規定に従い給付金の返還等を求める場合があります。

【問い合わせ先】
木津川市建設部農政課

電話番号：0774-75-1220

受付時間：8：30～17：15（土、日、祝日を除く月曜日から金曜日）

給付金を装った詐欺にご注意ください！